

北竜町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年(2026年)3月

北 竜 町

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等.....	- 1 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	- 1 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	- 1 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	- 3 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	- 4 -
第5節 対策推進のための役割分担.....	- 6 -
第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点.....	- 9 -
第1節 北竜町行動計画における対策項目等.....	- 9 -
第3章 北竜町行動計画の実効性確保等.....	- 11 -
第1節 北竜町行動計画の実効性確保.....	- 11 -
第2節 北竜町行動計画等.....	- 11 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制.....	- 2 -
第1節 準備期.....	- 2 -
第2節 初動期.....	- 3 -
第3節 対応期.....	- 3 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	- 16 -
第1節 準備期.....	- 16 -
第2節 初動期、対応期.....	- 16 -
第3章 まん延防止.....	- 17 -
第1節 準備期.....	- 17 -
第2節 初動期.....	- 17 -
第3節 対応期.....	- 17 -
第4章 ワクチン.....	- 19 -
第1節 準備期.....	- 19 -
第2節 初動期.....	- 22 -
第3節 対応期.....	- 23 -
第5章 保健.....	- 26 -
第1節 準備期.....	- 26 -
第2節 初動期.....	- 26 -
第3節 対応期.....	- 26 -
第6章 物資.....	- 27 -
第1節 準備期.....	- 27 -
第2節 初動期.....	- 27 -
第3節 対応期.....	- 27 -
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保.....	- 28 -
第1節 準備期.....	- 28 -
第2節 初動期.....	- 28 -
第3節 対応期.....	- 29 -

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命及び健康、住民生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、新型インフルエンザ等対策を市町村の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、主に以下の2点について対策を講ずる必要がある¹。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する

流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保するとともに、患者数の減少により医療機関等の負荷軽減、医療提供体制強化を図り、適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

② 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを考えた対策を実施し、住民生活及び社会経済の安定を確保する。また事業継続計画の実施により、医療の提供や住民生活および社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

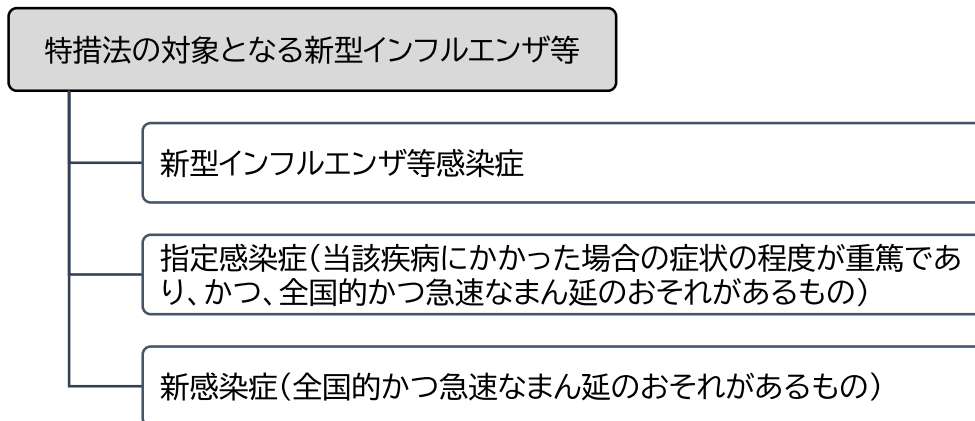
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要がある。北竜町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「北竜町行動計画」とする)は過去に発生した特定の事例に偏重して準備を行うのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえて様々な状況に対応できるよう選択肢を示すものとする。

国においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしている。

北海道においては、国の基本的対処方針を受けて、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「道行動計画」という。)を基に新型インフルエンザ等対策に係る政策決定を行うこととしており、北竜町は、道の政策決定を踏まえつつ、北竜町行動計画を基に必要な新型インフルエンザ等対策を行うこととする。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第1条



対策実施上の時期区分		
準備期	初動期	対応期
国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降の時期

各時期に必要な対応について

備	医療機関等における抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチン接種体制の整備、市町村及び企業における事業継続計画等の策定、住民に対する啓発、DXの推進や人材育成等、対応体制の定期的な点検・改善を行う。
期	新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制切り替える。
の 対	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内や道内の発生当初時期では、封じ込めを念頭に、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 ○ 感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、町は、道、保健所設置市、国、事業者等と相互に連携し、医療提供体制の確保や住民生活及び社会経済の維持のため努める。社会の緊張が高まり様々な事態が生じることが想定されるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。 ○ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。 ○ 最終的には流行が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

様々な状況に幅広く対応できるよう、以下の考え方を踏まえて有事のシナリオを想定する。

- ① 新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策を考慮する。
- ② 病原体の知見が限られる発生初期には、感染拡大防止、流行の抑制、早期収束を目標とする。
- ③ 病原体の性状の把握や検査・医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化、また社会経済等の状況に合わせ、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また想定にあたっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等²)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。状況による対策の切替えについては「第2部新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」にて具体的に記す。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

(1) 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性を探知し、政府対策本部が設置され基本的対処方針が実行されるまでの間、感染症の性状を明らかにしつつ、感染拡大を抑制し、感染症対策を行う準備時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(2) 対応期

○封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部及び北海道新型インフルエンザ等対策本部(以下「道対策本部」という。)の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階ではまずは封じ込めを念頭に対応する。

その後感染拡大時期においては、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、その時の医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

2 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)をいう。

○ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)

○特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方等」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市町村、国、道又は指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の適確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、以下の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が道内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築やリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5)国や道との連携等のための DX の推進や人材育成等

国や道との連携の円滑化等を図るため、DX の推進や人材育成等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため町は、国及び道と連携して、以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1)状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

道は、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。市町村は、必要な協力を行う。

(2)住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

町、国及び道における新型インフルエンザ等対策にあたっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の住民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

町、国及び道は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする³。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療従事者等(福祉・介護従事者等を含む。)に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会

3 特措法第 22 条

の分断が生じないよう取り組む。

4 関係機関相互の連携協力の確保

北竜町新型インフルエンザ等対策本部⁴(以下「北竜町対策本部」という)は、政府対策本部及び道対策本部⁵と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また町は、必要がある場合には、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう道に要請する。

5 高齢者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる対応について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

6 感染症危機下の災害対応

町は、国及び道と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所施設の確保や、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることなどを進める。感染症危機下で災害が発生した場合には、町は、国及び道と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ避難所における感染症対策や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

7 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、北竜町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染症対策を適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を適確かつ迅速に支援し、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する⁶。また発生前は、政府行動計画に基づき準備期の対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は政府対策本部で基本的対処方針を決定し推進する際、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が示す基本的対処方針に基づき地域の対策を適確かつ迅速に実施し、各関係機関の新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する⁷。

4 特措法第34条

5 特措法第24条第1項及び第36条第2項

6 特措法第3条第1項

7 特措法第3条第4項

【北海道】

道は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体として役割を担っており、国が決定した基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

【北竜町】

町は住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施する。対策の実施にあたっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、道と医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき⁸、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、平時より職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める⁹。

⁸ 特措法第 3 条第 5 項

⁹ 特措法第 4 条第 3 項

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため¹⁰、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

7 住民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)などの個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める¹¹。

10 特措法第4条第1項及び第2項

11 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

第1節 北竜町行動計画における対策項目等

1 北竜町行動計画の主な対策項目

北竜町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

以下の7項目ごとに、準備期、初動期及び対応期に分けて、その考え方及び取組を記載する。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活及び社会経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

北竜町行動計画の主な対策項目である7項目は、それぞれの項目が関連し合っており一連の対策として実施する。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は国家の危機管理の問題として取り組む必要があり、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、町は緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。このため町は、政府対策本部が設置され直ちに道が対策本部を設置した場合において、必要に応じて、対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、不安とともに、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ各種対策を効果的に行う必要があり、その時点の科学的根拠等に基づく正確な情報を迅速に提供するとともに、各々が適切に判断・行動することを目指す。市町村は、道や関係団体とも連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、住民等が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有等を行う。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し健康被害を最小限にとどめることで、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて状況に応じたまん延防止対策を講ずることで、感染拡大を抑制し、医療提供体制を維持することが重要である。このため、道は、国の判断の指標に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置を行い、町は事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症・重症化により住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少、入院患者数や重症者数を抑制し、医療対応が可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、町、国及び道は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、道・保健所設置市は、地域の状況に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

このため町は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全道的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため町は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

⑦ 住民生活及び社会経済の安定の確保

町は国や道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨する。事業者や住民生活・社会経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討する。

第3章 北竜町行動計画の実効性確保等

第1節 北竜町行動計画の実効性確保

1 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持

北竜町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、政府行動計画及び道行動計画が改定された際は、北竜町行動計画も適宜必要な見直しを行い、改定後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

医療機関や関係機関・団体、住民や事業者等が幅広く関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運(モメンタム)の維持を図る。

2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町、国及び道は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

3 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は政府行動計画や同計画のガイドライン等の関連文書について、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を、統括庁を中心に行うとしている。

また、国は、概ね 6 年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとしていることから、道及び町においてもその見直しに伴い必要な対応を行う。なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に政府行動計画等が見直されることから、道及び北竜町行動計画についても必要な見直しを行う。

第2節 北竜町行動計画等

政府行動計画及び道行動計画の改定を踏まえて、町での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、町においても行動計画の見直しを行う。

道は、北竜町行動計画の見直しにあたって、町との連携を深める観点から、行動計画の充実に資する情報の提供等を行うこととしており、町は、道から提供される情報を踏まえ、町における取組を充実させる。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制¹²

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

道行動計画及び北竜町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 北竜町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴き町行動計画を作成する¹³。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の養成等を行う。

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 町、国、道及び指定(地方)公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 町、道及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等の連携体制を構築する。

12 特措法第8条第2項第1号(対策の総合的な推進に関する事項)及び第3号(対策を実施するための体制に関する事項)に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

13 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 府対策本部が設置され¹⁴、直ちに道が道対策本部を設置した場合において、町は、必要により対策本部を設置し、感染症対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、第1節(準備期)1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援¹⁵の下必要予算を確保し対策を実施する。必要に応じて、必要経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、道に特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹⁶を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は道に対して応援を求める¹⁷。

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援¹⁸を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保¹⁹し、必要な対策を実施する。

3-1-3. 道による総合調整

- ① 道は、道の区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、道及び関係市町村並びに関係指定(地方)公共機関が実施する道の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。
- ② また、道は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生予防、まん延防止のため必要があれば、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。
- ③ 北竜町は、①及び②の総合調整が行われるにあたっては、必要に応じて、道に対して意見を申し

14 特措法第15条

15 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

16 特措法第26条の2第1項

17 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

18 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

19 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

出るものとする。

3-2. 町対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、町内の緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う²⁰。

【対策本部組織】

- ・本部長は町長をもって充て、対策本部の事務を総括する。
- ・副本部長は副町長をもって充て、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- ・本部員は、教育長及び各課長職をもって充てるものとする。
- ・本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、町長が任命する。
- ・本部長は、必要と認めるときは、部を置くことができるものとする。

【各部局の主な役割】

- ・想定される各部の主な役割は次のとおりとするが、発生状況により適宜対応する。

担当部署	主な役割
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の感染拡大状況の調査及び情報収集に関すること ・庁内業務を安定遂行するまへの体制構築に関すること ・所管施設の感染防止対策に関すること ・関係機関との連絡・調整に関すること
総務課 総合政策室 まち未来戦略課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の総括に関すること ・各担当部署との連絡調整 ・町職員の感染予防、罹患状況及び職員体制に関すること ・庁舎内の感染防止対策に関すること ・新型インフルエンザ等に関する情報公開に関すること ・報道機関等の対応及び広報活動に関すること ・財政措置に関すること ・町職員の予防接種に関すること ・関係施設の使用制限に関すること
こども・くらし 応援課	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関すること ・新型インフルエンザ等発生状況の把握に関すること ・新型インフルエンザ等対策に係るサーベイランスに関すること ・国、道、他自治体等との連携に関すること ・住民への予防接種に関すること ・住民からの相談窓口の設置に関すること ・医療体制に関すること ・遺体の火葬、埋葬の許可、安置に関すること ・保育所、高齢者福祉施設等利用者の感染状況の把握に関すること 及び感染予防に関すること

20 特措法第36条第1項

	・高齢者、障がい者など要援護者の感染状況把握及び感染予防に関すること
産業課 農業委員会	・事業所等との連絡に関すること ・生活関連物資などに関する情報収集、要請に関すること ・食料、生活必需品の確保に関すること ・家きん等への感染防止に関する関係機関との連絡調整 ・商工業者の事業継続等に関する相談等の対応
建設課	・水の安定供給に関すること ・緊急時の搬送路の管理に関すること ・各担当部署の業務の応援に関すること
教育委員会	・児童・生徒への感染予防対策に関すること ・イベント等における感染予防対策に関すること ・教育関係施設における感染状況の把握に関すること ・関係施設の使用制限に関すること
北竜町立診療 所	・発熱外来の設置を含めた感染者の診療体制に関すること ・住民への予防接種に関すること ・感染防止対策に必用な医薬品等の備蓄に関すること
消防	・患者の移送に関すること

3-3. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する²¹。

21 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション²²

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

1-1-1. 町における情報提供・共有について

町は、準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備をはじめ、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

1-1-2. 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行う。²³

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期、対応期

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 町における情報提供・共有について

本格的に体制を強化し、住民に必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2-1-2. 道との感染状況等の情報提供・共有について

町は住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援等に関し、道からの要請に必要な協力を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

22 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

23 具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照

第3章 まん延防止²⁴

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、適切な相談窓口(医療機関や保健所等)に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、平時から道及び医療関係団体と連携を図る。

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-1. 外出等に係る要請等

道は、国の判断指標に基づき、地域の実情に応じて集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる場所等への外出自粛、都道府県間の移動自粛要請を行う。また、道は、まん延防止等重点措置として、重点区域の営業時間が変更される業態の事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、生活の維持に必要な場合を除き不要な外出自粛要請を行う。町は事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

3-1-2. 基本的な感染対策に係る要請等

道は、国と連携し、道民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。町は事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

3-2 事業者や学校等に対する要請

3-2-1. 営業時間の変更や休業要請等

道は、国の指標に基づき、必要に応じてまん延防止等重点措置措置を講ずる必要がある業態に属する事業を行う者に営業時間変更の要請を行う。また、緊急事態措置として、学校等の公共施設の施設管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設管理者等」という。)に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請を行う。町は、道に必要な協力を行う。

3-2-2. まん延の防止のための措置の要請

道は、必要に応じ上記 3-2-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員への検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止す

²⁴ 特措法第8条第2項第2号ロ(新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項)に対応する記載事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

するために必要な措置を講ずることを要請する。町は、道に必要な協力を行う。

3-2-3.その他の事業者に対する要請

- ① 道は、国と連携し、事業者に対し職場の感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等の勧奨又は徹底を協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診の勧奨、状況に応じテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。町は、それに必要な協力を行う。
- ② 道は、集団感染の発生施設や多数の者が集まる場所など感染リスクが高まる場所等について、施設管理者等へ基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。町は、施設の管理者等への周知など、必要な協力を行う。

3-2-4.学級閉鎖・休校等の要請

道は、国と連携し、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、道は、国と連携し、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。なお、一斉臨時休業の要請については、子どもや保護者、社会経済活動への影響を踏まえ、慎重に検討を行う。町は、小・中学校や住民への周知など、必要な協力を行う。

第4章 ワクチン²⁵

第1節 準備期

1-1. ワクチン接種に必要な資材

町は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施するとなった場合速やかに確保するよう努める。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【会場設営物品】
<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ・膿盆 <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ※その他必要に応じて準備	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 必要文房具類(ペン、テープ、はさみ、クリップボード等) <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

町は、ワクチンの供給にあたり、随時地域のワクチン配送事業者の把握をするほか、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、平素より管内の医師会や医療機関との連携を図る。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、有事に速やかに接種体制が構築できるよう、平素から地域の医師会等の関係者との協力関係を構築する。

1-3-2. 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員は、有事に町を実施主体とした集団接種が円滑に行えるよう、準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。このため町は、国からの要請を受けた際は速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

25 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

- ② 町は、所属する職員において特定接種の対象となり得る者を把握し、国宛てに人数を報告する。

1-3-3. 住民接種

町は、平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る²⁶。

a 町は、国及び道の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、地域の医師会等と連携の上接種体制について検討を行い、円滑な接種を実施できるような会場における接種の流れを確認する。

b 町は、以下の表2を参考に、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町及び道の関係部局が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
乳幼児	人口統計（0-6歳未満）	D	
小学生～高校生	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

c 町は、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。

d 接種場所の確保について、会場では、受付、待合、問診、接種、経過観察、応急処置の場所、ワクチンの保管場所及び調剤場所等を検討し、住民がスムーズに接種が終了できるよう配置を検討する。また、調製後のワクチンは適切な保管環境を維持できるよう配慮する。

(イ) 町は、円滑な接種の実施のため、町外における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 町は、速やかに接種できるよう、地域の医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

26 予防接種法第6条第3項

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 住民への対応

町は、定期的予防接種について、被接種者やその保護者等に分かりやすい情報提供を行うとともに、疑問や不安等の情報収集及びQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。

1-4-2. 保健衛生担当部署以外の分野との連携

町の保健衛生担当部署は、予防接種施策の推進にあたり、労働担当部署、介護保険担当部署、障害保健福祉担当部署等との連携及び協力の強化に努める。また、児童生徒に対する予防接種施策については、町村教育委員会等との連携を進め、必要に応じて学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に努める。

1-5. DXの推進

- ① 町が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)において、予防接種事務のデジタル化に向け、国が示す当標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 町は、接種対象者を特定しシステム基盤に登録することで、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に勧奨通知をできるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 町は、住民が予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を把握し、また、マイナンバーカードを活用した電子予診票情報の登録等を行った者が、デジタル化非対応の医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

2-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や医療従事者等の確保等、必要資材の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2. 接種体制

2-3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者が必要となることから、接種体制を構築する町、国及び道は、地域の医師会等の協力を得て、その確保を図る。また町は、接種体制を構築する登録事業者に対して医療従事者の確保に向けて地域の医師会等の協力を得られるよう必要な支援を行う。

2-3-2. 住民接種

- ① 町は、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法の検討、必要な資材等の確保の調整を開始する。
- ② 接種の準備には平時の体制で想定する業務量を大幅に上回るため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種の実施に必要な業務を洗い出し、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。必要に応じ町及び道の関係部局が連携し調製を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等は外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、必要に応じ地域の医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、北竜町農村環境改善センター等の町内施設を活用して接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町及び道の関係部局、地域の医師会等と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
また医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。
- ⑧ 接種会場での救急対応については、応急治療ができる救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等を準備し、平素より適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ会場内の従事者の役割を確認するとともに、道、地域の医師会等の医療関係者や消防機関と適切な連携体制を確保する。
- ⑨ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守する。また、廃棄物処理業

者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえワクチンの割り当て量の調整を行う。

3-2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が特定接種を実施することを決定した場合、町は国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 町は国からの要請を受け、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応発生の対応を含む。)等を確保する。
- ③ 発熱等にて予防接種の実施が不適当な者は接種会場に赴かないよう周知すること、及び接種会場にて注意喚起すること等により接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対しては、接種に係るリスク等を考慮し、予診及び副反応の情報提供をより慎重に行う。
- ④ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。
- ⑤ 町は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者へも、地域の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し接種を開始し、国からの要請を受け、国に接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知する

ほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて北竜町農村環境改善センター等の町内施設を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-5. 接種記録の管理

国、道及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、健康管理システム等を活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われ、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は市町村がその結果に基づき給付を行う。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、該当者が接種時に住民票を登録していた市町村において行う。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

- ① 町は自ら実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種の情報について周知・共有を行う。
- ② パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、対象疾病のまん延が生じないように、引き続き定期予防接種の周知啓蒙に取り組む。

3-4-1. 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

- b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市町村は、次のような点に留意する。
- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

1-1. 深川保健所との連携体制の構築

有事において、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、町は新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から深川保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第2節 初動期

2-1. 有事体制への移行準備

町は、深川保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力をを行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第3節 対応期

3-1. 有事体制への移行

町は、深川保健所が感染症有事体制を確立するにあたり、道からの要請を受けて必要な協力を行う。

3-2. 主な対応業務の実施

3-2-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、道からの要請を受け、道が実施する健康観察に必要な協力を行う。
- ② 町は、道からの要請を受け、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力を行う。

3-2-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染が拡大する時期にあつては、町は道と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などの対策について、住民等に対し分かりやすく情報提供・共有を行う。高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた配慮をしつつ、道と連携の上理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

第6章 物資²⁷

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等²⁸

- ① 町は、北竜町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する²⁹。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁰。
- ② 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進める。

第2節 初動期

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

第3節 対応期

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

27 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

28 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

29 特措法第10条

30 特措法第11条

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保³¹

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々など支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄³²

① 町は、第6章第1節(「物資」における準備期)1-1 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する³³。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁴。

② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者³⁵等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

第2節 初動期

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

道は、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業所に対し従業員の健康管理を徹底、感染が疑われる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。また事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

町は事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

31 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

32 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

33 特措法第10条

34 特措法第11条

35 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

2-2.生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け

道は、道民等に対し、生活関連物資等(食料品や生活必需品その他の道民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。)の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。町は、事業者や住民への周知など必要な協力を行う。

2-3. 遺体の火葬・安置

町は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁶やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、国及び道と連携し、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、北竜町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高

36 特措法第45条第2項

い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づき措置その他適切な措置を講ずる³⁷。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、国からの要請を受けて、北空知衛生センター組合に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業の従事者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。
- ③ 町は、道の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 町は、道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、地域の火葬処理能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所の収容能力を超える事態となった場合には、町は臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、道から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講ずる³⁸。

3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

北竜町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。³⁹

3-3. 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

37 特措法第59条

38 特措法第63条の2第1項

39 特措法第52条

町は、道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討する。